

「放送ネットワーク整備支援事業」公募要領

（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

※平成 27 年度補正予算による事業は、予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

1 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）の概要

（1）事業内容

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条（3）①のとおり。

（2）実施主体

地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等及び一般社団法人等

（3）交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

（4）交付額

地方公共団体については事業費の 2 分の 1、それ以外の団体については 3 分の 1 を交付する。

なお、交付下限額が 1 0 0 万円のため、事業費 3 0 0 万円（実施主体が地方公共団体の場合は 2 0 0 万円）以上の事業を対象とする。

2 公募要件

本事業については、平成 27 年度当初予算の第 3 次公募分及び平成 27 年度補正予算案計上分の予算について同時に公募を行う。

個々の案件に適用する予算については、「4 評価基準・選定方法」の（1）及び（2）に基づき申請のあった案件全体について評価を行った後、申請内容を勘案して総務省において選定し、内示の際に通知する。

したがって、本件公募においては、どちらの予算が適用されても事業の実施が可能な案件を募集することとする（提出書類については、平成 27 年度補正予算の適用を前提とした内容で作成のこと）。

3 応募方法

（1）提出書類

ア 公募申請書

イ 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第 1 号】

ウ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱様式第 1 号 別紙 1 第 3】

エ 工事概要書【交付要綱様式第 1 号 別紙 3】（工事を要する場合のみ）

オ 見積書

公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積

で差し支えない。

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R(1枚)等の電子媒体を添えて提出すること。

(3) 提出先・提出期限

公募開始の日(平成28年1月14日(木))から2月5日(金)12:00(必着)までの間に、正本1通、副本1通及びCD-R等の電子媒体1式を、当該地域を管轄する総務省総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

4 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していること

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること

(地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。)

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること

エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

等

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取り、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

5 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成28年	3月上旬	外部有識者等からの意見聴取
	3月中旬	内示 地方自治体案件の交付の本申請
	3月下旬	地方自治体案件の交付決定
	4月上旬	地方自治体以外の案件の交付の本申請

6 その他

交付要綱、申請マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「放送政策の推進」>「放送ネットワークの強靱化に向けた支援措置」>「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

に掲載。（関係資料については、内容を更新することがあります。申請の際に最新版をご確認ください。）

7 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に記載される「申請マニュアル」を参考に、担当エリアの総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。